

2024年1月15日

各位



国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」 の電気料金値引き継続について

大東建託グループの大東建託パートナーズ株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:守 義浩、以下、大東建託パートナーズ)は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の採択に基づき、2023年3月請求分電気料金より値引きを実施しておりました。この度、本事業の継続に伴い、2024年7月請求分まで値引きを継続しますのでお知らせします。

■ 値引きが継続される電気料金の概要

大東建託グループが管理する賃貸建物にご入居中のお客様で、大東建託パートナーズと電力(低圧電力)契約をされているお客様の電気料金が、今回の値引きの対象となります。対象月・1kWh あたりの値引き額は以下の通りです。同社が、家庭・企業などに請求する月々の料金から直接値引きを継続して行いますので、お客様ご自身での申請やお手続きは不要です。

契約種別	対象月	値引き単価
低圧 (低圧一括)	2024年3月請求分から2024年6月請求分 ※2024年1月使用(2024年2月検針)分から2024年4月使用(2024年5月検針)分まで	3.5円/kWh(税込)
	2024年7月請求分 ※2024年5月使用(2024年6月検針)分	1.8円/kWh(税込)

※ 本値引きは燃料費調整額を減額することにより適用します。毎月の電気料金明細(WEB明細含む)に値引き単価を明示します。

※ 2024年8月請求分以降の本事業の継続は未定とされています。

■ 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」とは

本事業は、政府が進める「エネルギー価格の負担軽減策」の一つで、国が小売事業者等を通じて電気・都市ガスの使用量に応じた値引きを行う事業です。世界のエネルギー価格高騰により、日本国内でも電気・都市ガス料金が値上がりしています。さらに春以降、電気料金の値上げが想定されており、家庭や企業などのさらなる負担増加が見込まれています。この急激な値上がりの影響を軽減するため、電気・都市ガスの使用量に応じた値引きが2023年1月使用(2月検針)分から始まりました。

■ 国の事業内容に関するお問い合わせ

経済産業省 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策 事務局 お客さま向け窓口

TEL : 0120-013-305 (フリーダイヤル)

受付時間 : 全日9:00~17:00 (年末年始を除く)

詳細は下記URL よりご確認ください。

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

■ ご入居者様からのお問い合わせ

大東建託 お客様サービス部

メールアドレス : cs@kentaku.co.jp